

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年1月18日)

開催日及び場所			平成21年12月18日(金曜日) 中会議室		
委 員			松 田 彊 (北海道大学名誉教授) 前 田 憲 秀 (前田憲秀税理士事務所) 丸 谷 知 巳 (北海大学大学院教授) 欠席 向 田 直 範 (北海学園大学教授)		
審 議 対 象 期 間			平成21年7月1日～平成21年9月30日		
審 議 対 象 案 件			513件 うち、1者応札案件60件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件		
抽 出 案 件			93件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率 18.1%) (抽出率 1%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一 般 競 争		164件 うち、1者応札案件24件 契約の相手方が公益財団法人の案件 1件	
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
	業務	一 般 競 争		96件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
			その他の随意契約	該当なし	

物品・役務等	一 般 競 争	249件　うち、1者応札案件33件 契約の相手方が公益財団法人の案件13件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約(企画競争・公募)	3件　うち、1者応札案件　2件 契約の相手方が公益財団法人の案件　1件
	随意契約(その他)	該当なし
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回　答
	1　A5「東野地区治山工事」について、入札参加者数が7者いるが、1者以外すべての業者が予定価格を上廻っているがどう分析しているのか。	1　本件に関しては、結果的にそのような状況になっているが、これまでも希にこのようなケースはある。 また、本年度の場合は、経済対策のための補正予算による公共工事の発注が全国的に集中傾向にあったことから、落札率についても全体的に高い水準となったものと考えられる。
	2　最近の経済状態はどうか。単純に落札率だけでは比較できないことから、全国的に資材料が低い傾向にあるとか、北海道だけなのか、地域性があるだとか、今後は何か比較するようなデータが欲しい。	2　他機関も含め全体的に工事発注量が多かったことから、業者からは資材の価格が高く調達しにくい状態であるとか、人材(技術者)の確保が難しいという話は聞いている。
	3　分析については、単純な落札率だけでは比較できないところであり、経済的情勢の中での分析も必要となってくる。 本件のように、たまたまの結果であったといったような説明では、外部に対する説明についても乏しいことから、経済的情勢についても分析をして、きちんと説明できるようにするべきである。	3　了解しました。
	4　E3「164林班作業路新設工事」において、再度入札を実施しているが、第1回目と第2回目とでは、落札価格が極端に開いているが、これについてどう分析しているのか。	4　今回の工事では、新しい工法(表土ブロック積み工法)による作業路の作設を単独発注したところであるが、伐採搬出に係る路として、北海道局においては作業道、集材路を発注してきていることから、新しい工法による作業路の作設は、昨年初

		めて単独で1件発注したところで、あまり馴染みがないところである。 このため第1回目の入札にあたっては、作業道並みの積算により入札したものと想定される。第2回目については、第1回目で落札しなかったことを踏まえ集材路並みの積算で入札したものと想定され、この結果、第1回目と第2回目の入札に開きが出たものと推察している。
5	作業路という概念はあるのか。林道の規定にあるのか。	5 林道の規定には作業路についての規定はない。 これまで伐採搬出に関しては、運材トラックが走る道を作業道、それより先のブル道を集材路としていたところである。 ブル道だと山の荒廃に繋がる点や効率的に作業を進める等の観点から、キャタピラ式のフォワーダといった運搬専門の機械を導入することにより、出来るだけ山を崩さない道付けを全国的に進めており、それを作業路といっているところであり、北海道でも徐々に取り入れているところである。 これに係る発注の仕方も様々な形態があり、伐木業者に伐採業務に含めて発注する場合と今回のように土木業者に発注する場合があり、今回は土木業者を対象に発注したものである。 作業内訳も細かい仕分けになっていないため、業者も試行錯誤しながら入札に臨んだものとする。
6	造林事業については、作業道を契約の中に入れているが、作業路については各事業毎に実施しているのか。別々に発注した場合の方が安いのか。	6 今回の場合は、当該地で伐採作業が予定されているが、単体工事で発注している。別々に発注した方が高くつくが、今回の場合、伐木業者が道路付けに関して未経験であるので、土木業者に対して発注したところである。 現地検討会等を計画し、伐木業者への普及を図っているところであり、伐採事業と合わせて発注する方向で検討している。
7	作業路というのは台帳管理するのか。	7 台帳管理していない。
8	C13胆振東部署「造林事業請負第10号物件」、C14胆振東部署「穂別地区保安林整備事業」について、落札率が極端に低い、予定価	8 両物件の落札者は、両者とも本年度の国有林野における造林の請負にかかる相当件数の入札に参加しているが、落札件数が少ない。 当該物件の入札公告の時点で両

	格が高すぎたのか、どうしてなのか。 9 落札金額でみると殆ど直接費(人件費)だけで終わってしまうような金額である。いくら仕事の確保といっても低すぎではないか。 10 共同事業体って何ですか。 11 競争参加資格の条件の中で、技術者の直接雇用であることとあるが、下請けはどの程度出来るのか。 12 造林事業や生産事業については、事業概要に目的を記載していなかったり、他事業と統一が取れていないが統一するべきではないか。	者ともそれまで落札した造林の仕事が終了間近となっており、降雪を控え以降の入札も少ないとみて、仕事(労務)の確保のため、利益は少なくとも低い価格で入札したものと推察しているところである。 なお、両物件とも落札者以外の複数のものが比較的高い金額で入札しており、予定価格が高すぎることはないと考えている。 9 1千万円を超える場合については、調査基準価格(最低価格)を定めているところであるが、それ以下の場合であったため特段設けていないところであり、落札業者がそれで出来ると判断して札を入れたものについては実行して頂く。 10 造林事業においては、作業に適期(植付、下刈等)があつて、ある一定の期間に集中することから、経験のある業者間で共同作業により実行するものである。 11 技術者の下請けはできない。丸投げは出来ないこととしている。 12 了解しました。検討する。
委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局:北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。